

英語指導助手派遣業務プロポーザル選定委員会設置要領

(設置)

第1条 吹田市が実施する英語指導助手派遣業務の受託事業者(以下「事業者」という。)をプロポーザル方式により選定するに当たり、透明性及び公平性を確保し、その手続を厳正に行なうため、英語指導助手派遣業務プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、業務にふさわしい事業者を選定し、その審議の経過及び結果を吹田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告する。

- (1) 実施要領の承認に関すること
- (2) 企画提案書等の審査及び最優秀提案事業者の選定に関すること
- (3) その他必要な事項

(選定方法)

第3条 委員会は、事業者が提出する企画提案書及びプレゼンテーションの内容等を踏まえ、実施要領に定める審査基準及び配点に基づいて審査を行い、最優秀提案事業者を選定するものとする。

(組織等)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、学校教育室長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員は4人以上とし、教育委員会が選任する。ただし、委員長及び委員の総数の過半数は、学校教育部以外の部の職員(以下「部外委員」という。)でなくてはならない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、本事務に関する審査が終了するまでの間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員長及び委員の総数の2分の1以上かつ部外委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学校教育部学校教育室において処理する。

(その他)

第8条 この設置要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年2月22日から施行する。

(招集の特例)

2 この設置要領の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず教育委員会が招集する。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。